

令和8年度入学生 入学説明会資料



令和8年1月22日（木）15：00～
豊岡市民プラザ ほっとステージ

豊岡市立豊岡北中学校

〒 668-0013

豊岡市中陰250番地

TEL (22) 2880

FAX (22) 2712

学校生活全般および準備物について

生徒指導部

Ⅰ 頭髪・服装等の規定について

(1) 頭髪の規定

- 長さの指定はしないが、常に目にかからないようにして、学習や運動に支障がないようにする
- 肩についたらくる
- ヘアゴム、アメピン、スリーピンを使用しても良い（色は黒・紺・茶・グレー）
- 髪を染色しない、整髪料をつけない、パーマをあてない
- ※頭髪、眉毛等で気になることがあれば担任と相談すること

(2) 服装の規定

制服	○豊岡北中学校指定の制服を着用することとし、男女で区別しない ○指定のポロシャツは、白・紺のどちらを着用してもよい ○スカート丈は膝が隠れる程度とする ○入学式・卒業式では、ネクタイ・リボンは着用しない ○令和8・9年度は新旧制服の組合せは可とするが、カットシャツはズボンの中に入れる ※令和10年度には全学年が新制服に完全移行する
防寒着等	○セーター・ベスト類はブレザーの中に着用し、ハイネックでないものを襟元や袖口、裾から出ないように着こなす（色は、白・黒・紺・茶・グレー） ○マフラー・ネックウォーマー・スヌード等の防寒具を着用してもよい（色・柄の指定なし） ○防寒着は蛍光色等を避ける（学習に支障がないようにする）
靴下	○色は、白・黒・紺・茶・グレーとし、柄については派手でないものとする ○タイツやレギンスを履いてもよい（黒色の60デニール以上）
下着	○襟元や袖口から見えないように着こなす（色の指定なし）
ベルト	○色は、黒・紺・茶・グレー
靴	○通学靴の指定をせず、自由とする（色の指定なし） ○体育の授業や運動部活動に適したものとし、靴型のサンダルやスリッパ等は禁止とする（クッション性があり、動きやすく、着脱しやすい運動靴が望ましい） ○雨天・降雪時は長靴や雨靴、スノトレ、スノーブーツ等を使用してもよい（色の指定なし）

(3) その他

かばん	○指定かばんを使用する ○補助かばんは必要に応じて使用してもよいが、華美でないものとする ○安全面や生活のしやすさを考慮し、床につかないようにする ○平日は通学かばん（黒色）を優先して使用し、補助かばんのみで登校しない ※学校行事の際に変更することもある
-----	---

名札	○吊り下げ名札を使用する ○登校後に着用し、下校前に外し、学校に置いて下校する ○落書きをしたり、故意に壊したりした場合は再購入する ○胸ポケットに着ける。防寒着着用時には首から提げる ○シールを貼ったり、ステッカーを入れたりしない
衣替え	○1年間を通して期間を設けない ○学校行事や集会、儀式等で、制服の着用を統一する場合がある
熱中症対策	○以下、熱中症対策として個人でよく考えて持参したり、使用したりすること ①スポーツドリンク 1年を通して持参してもよい。ペットボトルでの持参も認めるが、カバーをつけたり、タオルを巻いたりすること（所有者の判別、保温・保冷のため） ②日傘、ハンディファン、ネッククーラー 登下校時のみ許可。生徒昇降口で鞆に入れ、校舎内では使用しないこと ③塩分タブレット 1日に摂取する量（3～5個程度）を持参してもよい。ただし、ラムネタイプに限る アレルギーの関係から友人同士であげたり、もらったりしない

2 記名する場所について

（1）上履き



（2）自転車用ヘルメット



3 体育時の服装について

○指定体操服・帽子を着用

- ・長袖体操服（紺） ・長ズボン（紺） ・半袖シャツ（白）
- ・ハーフパンツ（紺） ・長袖シャツ（白）※自由購入 ・体操帽子（白）

4 その他

○欠席、遅刻、早退などの連絡は、保護者連絡ツール「teturu」を利用しています。

- ・「teturu」の登録プリントは、入学式の日配布いたします。
- ・8時10分までの入力にご協力ください。
- ・休日の部活動を欠席するときもご利用いただけます。

- 電話連絡での欠席等の連絡も受け付けています。
- 留守電設定 【平日】17時～翌日7時30分 【休日】終日
- 朝学活開始時刻（8時10分）に教室に入室していないときは「遅刻」となります。
- 不要物や金銭の持参禁止、生徒間での物や金銭の貸し借りは禁止です。
- 登校後は校外に出ない。ただし通院等の特別な事情があり、事前に申し出があった場合は許可しています。（できるだけ保護者の方からが望ましいです。）
- トラブル防止のため、友人宅への外泊や生徒だけでのカラオケボックスの利用は禁止です。
- 車での送迎は、事故防止のため坂の下までとしています。※脚等の怪我の場合は要相談

5 通学について

（1）通学方法と対象生徒

- ①バス……奈佐地区（内町・辻・船谷・目坂）の生徒
※天候や健康上の理由などにより他の通学方法がとれないとき、学校への申し出によりバス通学が可能となる場合がある。
- ②自転車…中学校から2km以上の地域（下表参照）に居住し、
別紙「自転車およびヘルメット交付申請書」を提出し、許可された生徒
- ③徒歩……上記①、②以外の生徒

自転車通学が許可される地区および通学距離

五 庄		田 鶴 野		奈 佐		豊 岡	
地 区	通学距離	地 区	通学距離	地 区	通学距離	地 区	通学距離
正法寺	2.3 km	船 町	2.3 km	奥岩井	3.4 km	円 山	2.2 km
戸 牧	2.7 km	山 本	2.2 km	口岩井	2.7 km	久 保	2.2 km
森 津	2.3 km	森	2.1 km	宮 井	3.0 km	滋 茂	2.1 km
滝	2.6 km	金剛寺	3.6 km	庄	3.2 km		
新 堂	2.7 km	野 上	2.4 km	吉 井	3.6 km		
岩 熊	3.7 km	口鶴井	5.2 km	野 垣	4.1 km		
江 野	5.1 km	下鶴井	5.5 km	福成寺	4.6 km		
		赤 石	5.8 km	大 谷	4.8 km		

冬季スクールバス通学生徒について

- ①期間 12月～2月
- ②地区 金剛寺・口鶴井・下鶴井・赤石 ※江野地区生徒にはバス通学補助有

通学経費（自転車、ヘルメット、バス）の補助に関する諸手続は、別紙「事務手続き」でご確認ください。

(2) 自転車通学のきまり

- ①登下校時には指定のヘルメットを必ず着用する。(入学前に各小学校で配布)
- ②車体後部の所定場所に通学用許可標識(鑑札)を貼り付ける。(入学後に配布)
- ③指定の雨合羽を常時かごに入れ、降雨・降雪時に着用する。
- ④自転車置き場では、所定の場所に駐輪する。
- ⑤交通ルールを遵守する。
- ⑥自転車損害賠償保険に必ず加入する。

本県では「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されたことに伴い平成27年10月より自転車損害賠償保険等の加入が義務づけられています。

義務化の対象となる自転車損害賠償保険等は、自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。これらの保険等に既に参加されている方は、更に加入していただく必要はありません。

(3) 市内自転車店

店 名	地区名	電話	店 名	地区名	電話
ハラサイクル	大手町	23-5122	今井自転車店	泉町	22-5749

※上記以外の販売店で購入いただくことも可能ですが、下記規定を満たすものに限りしますので、ご購入の際には十分ご注意ください。

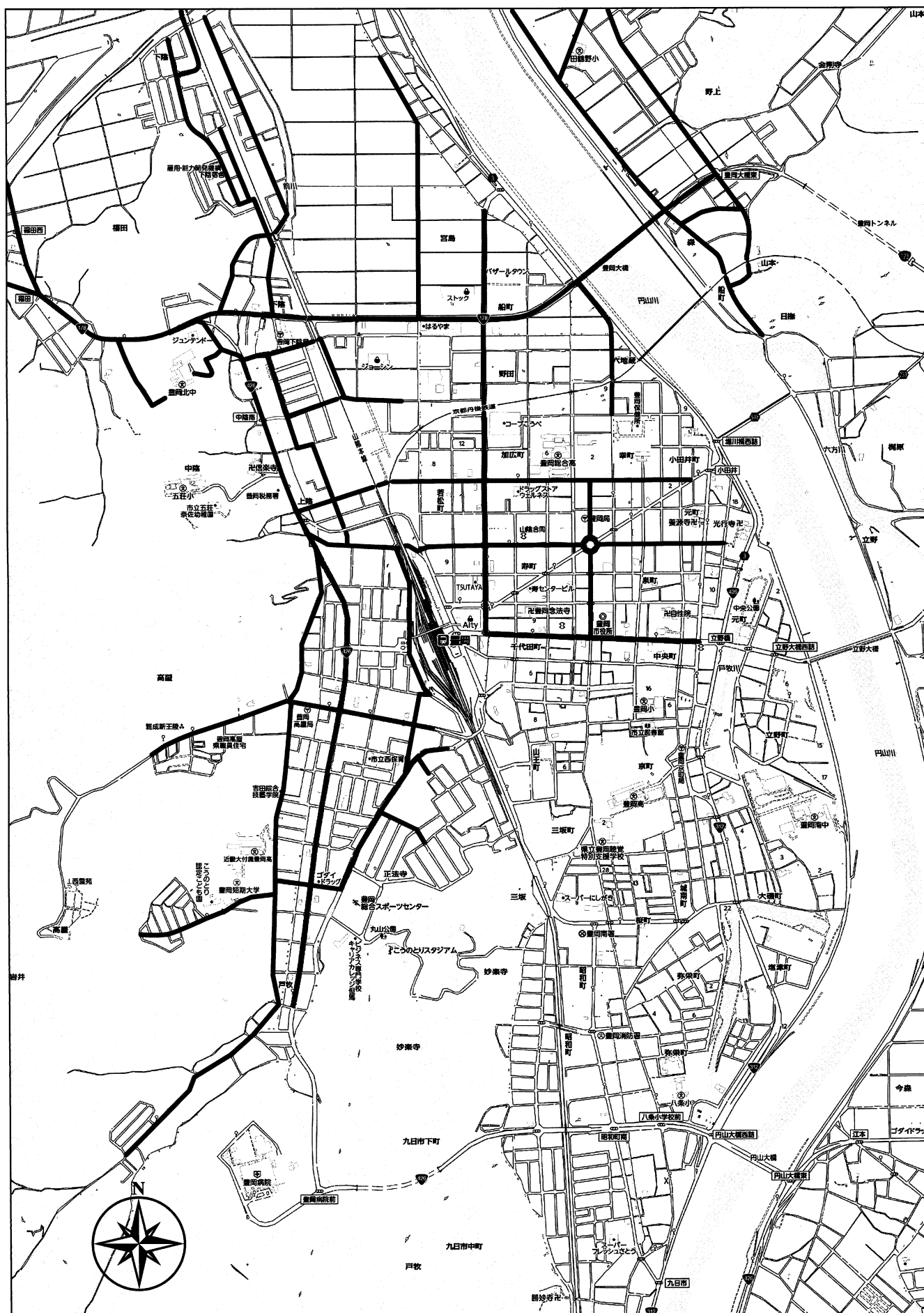
(4) 通学自転車規定

自転車の車種	「軽快車」または「シティサイクル型」(カラーホイールは禁止)
色	白・黒・紺・シルバーのうちのいずれか
大きさ	24～26インチ程度のもので、自分の身体に合致しているもの
ハンドルの型	「スタンダード型(セミアップハンドルを含む)」、「オールラウンダー型」
前かご	前かごがあるもの
後ろかご	荷台の上に後ろかごを必ず取り付け
スタンド	両立スタンドのもの
電灯	必ず前照灯を付ける
反射板	反射板が自転車後尾とペダルについている
その他	ベルがついている

きまり・規定が守られない場合は自転車通学の停止または許可取り消しを行うことがあります

豊岡北中学校指定通学路

※太線（——）で示した経路が指定通学路です。



入学準備物と入学に関する日程について

Ⅰ 準備物について

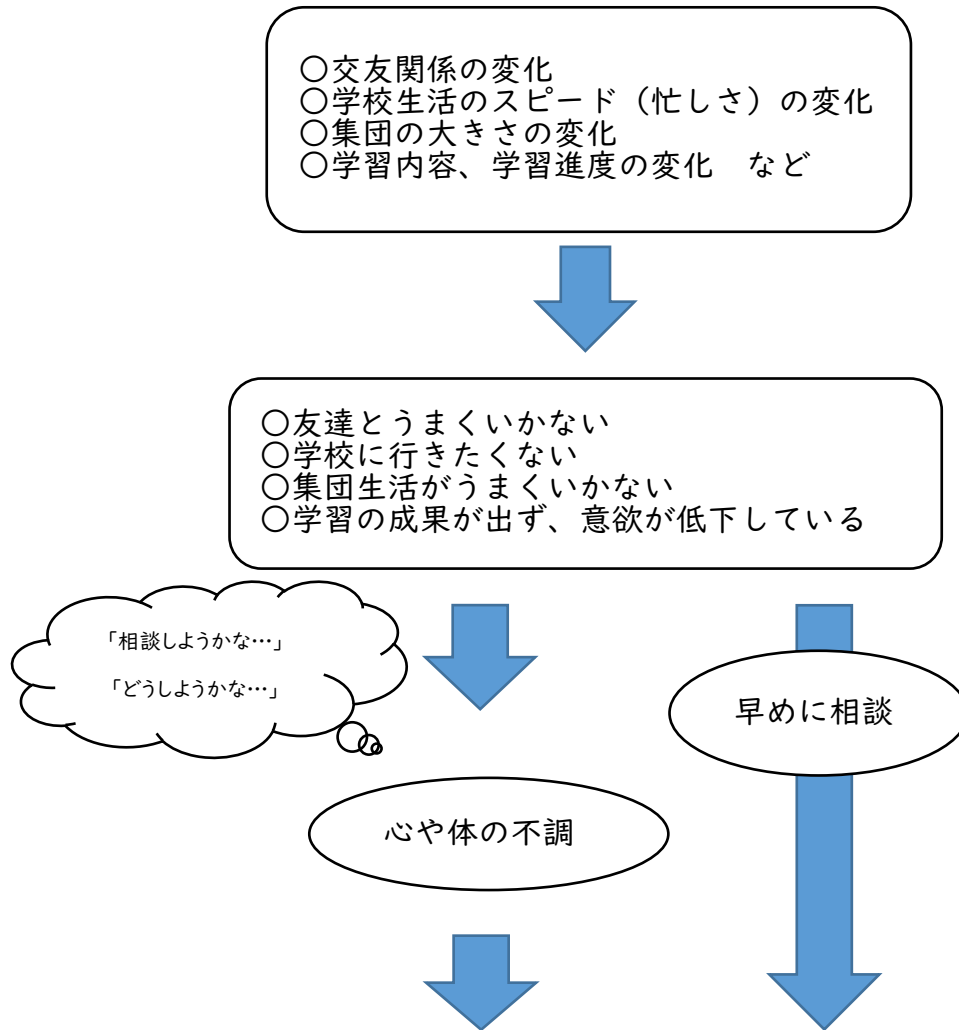
	種類	商品名	税込価格	備考
1	Ⅰ型制服 ＜男子体型＞	ブレザー	20,300 円	・入学までに各自購入 【指定店】 ・黒田学生服店 ・ビビ ・まんかつ ・全但スポーツ
		冬スラックス	13,000 円	
		夏スラックス	12,500 円	
		ニットシャツ	3,300 円	
2	Ⅱ型制服 ＜女子体型＞	ブレザー	20,000 円	※Ⅰ型、Ⅱ型のニットシャツに ついて前合わせや胸元の ゆとりに違いがあります。
		冬スカート	14,000 円	
		夏スカート	13,500 円	
		冬スラックス	13,000 円	
		夏スラックス	12,500 円	
		ニットシャツ	3,300 円	
3	半袖ポロシャツ (共通)	ポロシャツ(白)	4,200 円	【指定店】上記と同様 ・2色から選択できます。 ・1色のみの購入も可能です。
		ポロシャツ(紺)	4,200 円	
4	自由購入品	ネクタイ	2,300 円	【指定店】上記と同様 ・儀式(入学式・卒業式)は 着用しません。
		リボン	2,200 円	
5	体操服	帽子	1,100 円	【指定店】 ・全但スポーツ ・オカダスポーツ
		長袖上着	5,200 円	
		ロングパンツ	3,900 円	
		半袖Tシャツ	2,700 円	
		ハーフパンツ	2,900 円	
	自由購入品	長袖Tシャツ	2,900 円	
6	かばん	通学カバン	8,000 円	【指定店】 ・(株)服部 ※ベルトは別売りです
		背負いベルト	1,000 円	
		肩掛けベルト	600 円	
7	上履き		3,850 円	【指定店】・植村靴履物店 ※前日登校までに各自購入
8	ヘルメット		2,600 円	※市からの補助で1,300円
9	雨合羽		6,000 円	【指定店】・インテリア小西

指定店名	電話番号	指定店名	電話番号
黒田学生服店	22-2577	オカダスポーツ	23-4848
(株)ビビ	23-7558	植村靴履物店	22-2775
まんかつ	22-5221	(株)服部	22-6161
全但スポーツ(本店)	23-6565	インテリア小西	24-1212

学校生活のサポートと多様な学びの場について

◎誰もが安心して集団生活の中で、仲間とともに成長していくために、学校生活をサポートします。

中学校入学後、様々な環境の変化によって不安や戸惑いが出てきます。その気持ちがつつと心や身体に不調が出てくることもあります。少しでも不安や悩みがあればお気軽にご相談ください。



*入学までに、中学校生活に不安がある方は、入学前でも遠慮なくご相談ください。

◎一人一人の教育的ニーズを把握し、合理的配慮や多様な学びの場を用意します。

(1) 合理的配慮について

生徒の思いや状況に寄り添い、保護者の方と相談しながら、適切な手立てを考え、支援していきます。

(2) 通級指導教室(「はばたき教室」)について

集団生活・日常生活に悩みを抱えている子どもたちが、安定した学校生活を送ることができるよう支援するところです。

「はばたき教室」とは

- ◇コミュニケーションがとりにくい。
(友だちとうまく関係がとれない、相手の気持ちがわかりにくいなど)
- ◇集団行動がとりにくい。
(みんなと一緒に行動ができない、周囲の刺激にすぐ反応してしまう、待つことができない、新しい場面や環境が苦手、予定の変更が苦手など)
- ◇苦手なことがあって学習が進まない。
(聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと、計算すること、推論することなど)
- ◇体の動かし方がぎこちない。
(学習用具がうまく使えない、歩き方や走り方がぎこちないなど)
- ◇ことばの発達が気になる。
(ことば数が少ない、人の言うことが理解しにくい、ことばがはっきりしないなど)
- ◇その他
(ルールが守れない、状況に応じた行動ができない、集中が続かないなど)

- ・普段は、在籍している学級で学習し、週に1～2回決められた時間に「はばたき教室」に来て学習します。学習時間は50分です。
- ・それぞれの目標に向かって学習をしますので、授業時間に別室で個別学習を行います。国語や数学等の教科の学習が主ではなく、苦手を克服したり、得意なことを伸ばしたりするための自立活動を中心に行います。

(3) 特別支援学級について

- ・苦手なことや不安なことがあっても、得意なことや好きなことをいかしながら、自分に合った学習方法や学習内容を、自分に合った環境とペースで学習し、将来の自立に向けて自分の可能性を伸ばすための学級です。
- ・クラスや学年の仲間と一緒に過ごししながら、学習や生活での支援をより個別に行っていきます。
- ・教科の学習以外に、苦手を克服したり、得意なことを伸ばしたりするための自立活動の時間があります。

相談・問い合わせ

小学校の学級担任の先生 もしくは

豊岡市立豊岡北中学校

特別支援教育コーディネーター

(葛川)(酒井)(川見)まで

学 校 保 健 に つ い て

保健室

1 保健室の利用について

- ・保健室では健康診断、救急処置、健康相談等を行います。
- ・救急処置は原則として学校管理下で発生した傷病についての手当てを行い、薬の使用はできるだけ控えています。特に内服薬については原則として使用しません。持病で薬が必要な場合は自分にあった薬を持参させてください。服用時間、量などの指導を十分に行ってください。
- ・保健室での休養は、原則1時間としています。回復の見込みがない場合は、保護者の方に連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。
- ・事故・急病等の緊急時の対応につきましては、保健調査票の緊急連絡先に連絡します。必ず連絡がつくように緊急連絡先の記入についてはご配慮ください。また、連絡がつかない場合は、保健調査票に記入してあるかかりつけの医師か校医に相談して判断するか、程度によっては総合病院への受診や救急車で対応を行いますので、ご了承ください。

2 日本スポーツ振興センター災害共済について

- ・学校の管理下でけがをして医療機関にかかった場合、医療費や見舞金が給付される共済制度のことです。

学校の管理下とは

- * 学校にいる間 （始業前・授業中・休憩時・放課後・部活動中）
- * 通常の経路及び方法により通学しているとき（登下校中）
- * 学校行事（課外活動・修学旅行）や部活動の大会・練習試合（休日も含む）

- ・給付の詳しい内容は、入学後、加入についての資料を配布しますので、内容をよく読んでください。1年生のみ「加入同意書」の提出が必要です。加入については任意となっていますが、万が一の災害のためにも、全員加入していただきますようお願いいたします。保護者負担は年間460円です。入学後、学年会計から徴収させていただきます。
- ・学校の管理下の災害には、日本スポーツ振興センターが優先されますので、福祉医療受給者証（こども医療・ひとり親医療等）を使用されないようにお願いします。
- ・給付の対象は、初診から治療終了までの病院窓口での支払い（健康保険を使用）が1500円以上の場合です。該当する場合は、担任・部活動の顧問にお知らせください。**必要書類を封筒に入れてお渡しします。**（用紙への記入は医師会のご厚意によって無料になっていますので、依頼については丁寧をお願いします。）

3 学校感染症について

集団生活を行う学校では、学校保健安全法により、学校において予防すべき感染症として次のページのような病気が定められています。これらの病気にかかった場合は、感染予防のため出席停止扱いとなります。欠席にはなりません。「感染症」の診断がでた場合は、学校に病名・受診した病院・自宅療養期間等の連絡をお願いします。

【主な感染症】

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・流行性耳下腺炎・風疹・麻疹・水痘・百日咳・結核・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症など

4 食物アレルギー対応について

- ・学校給食センターより、全員に対して別紙「食物アレルギー調査票」の実施依頼があります。1月30日（金）までに小学校へ提出してください。
- ・除去食・代替食の対応を希望される方は、裏面の「調査票2」の記入もお願いします。加えて、医師記載が必要な「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の書類等をお渡ししますので、この後ステージまでお越しください。2月中旬までに受診し、他の必要書類とともに速やかに豊岡北中学校へ提出してください。
- ・校区外の小学校の方は豊岡北中学校へ直接提出してください。

5 健康管理について

学校での健康管理に役立てるため、入学後に「保健調査票」を配布しますので、健康状態をお知らせください。なお、持病があったり、健康上配慮を必要としたりするお子様については、担任か養護教諭にお知らせください。緊急連絡先については必ず連絡がつくところを記入してください。なお、連絡先が変更になったときは早めにお知らせください。

6 生徒の実態から

- * **食 事** 朝食をとることで脳にエネルギーが送られ、体温が上昇します。
家族で食卓を囲み、楽しく食べることで、子どもの心は安定します。
- * **睡 眠** 中学生になると勉強・部活動・塾・テレビ・趣味・・・やりたいことも増え、どうしても夜更かしの傾向が強くなります。1日は24時間しかありません。どのような生活リズムをつくれればよいかご家庭で話し合ってみてください。
- * **揺れる心** 思春期は、周囲の影響を受けながら揺れ動く心と共に、自分を確立する時期です。
 - ① その都度、子どもの心に寄り添いましょう。
 - ② 困ったり悩んだりしたことを話せる家族関係を持ちましょう。
 - ③ 家庭は緊張を和らげ、心と体を休める場所にしましょう。
 - ④ 親としての思い、願いを伝えましょう。
 - ⑤ 過保護や過干渉にならないよう、ほどよい距離感を保ちましょう。
- * **朝の健康観察** ・いつもと様子が違うなと感じたら、改めて熱を測ってください。
・朝から熱がある場合は、家で様子をみてください。
学校を欠席・遅刻する場合は必ず学校へご連絡ください。

子どもたちの不安や戸惑いに対し、ご家庭での声かけ、励ましによる安心感が、何よりも大切です。充実した中学校生活が送れるようご協力をお願いします。何か心配なことが生じたときは、お気軽にご相談ください。スクールカウンセラーへの相談もできます。

学校諸費の口座振替について

<「あつ丸」による諸会費の口座振替取扱概要>

1) 目的

給食費を含む学校徴収金の現金取扱による紛失等事故を防止するとともに、徴収事務の合理化及び省力化等改善を図ることを目的としています。

2) 学校諸会費の種類と納入額

学校給食費、学年費、PTA会費、通学ヘルメット代金

今年度納入額(当初予定)は次頁のとおりです。ご参照ください。

なお、来年度納入額につきましては、令和8年4月下旬に通知する予定です。

3) 徴収方法

豊岡市内の小中学校では令和7年度から収納代行業者による口座振替にて徴収させていただきます。振替不能となった場合は、コンビニ収納による払い込みとなります。なお、振込手数料については豊岡市が負担します。

4) 収納代行業者

関係書類の授受、口座振替資金の取りまとめ、振り込み及びこれに付帯する事務を合理的に行うため収納代行業者を置いています。代行業者は「大阪ガスファイナンス㈱」です。

5) 取扱金融機関

令和6年度までの口座振替による徴収を取り扱う金融機関は、「たじま農業協同組合」「但馬銀行」「但馬信用金庫」の本・支店のみでしたが、令和7年度は、その他の金融機関やネット銀行等も取り扱い対象となっています。

6) 指定預貯金口座

預貯金口座は、取扱金融機関に有する普通預貯金口座または、当座預貯金口座のうち、納入義務者(保護者)が指定する名義人の1口座です。

7) 振替日

ア) 取扱金融機関の振替日及び再振替

口座振替を実施する月は、5月～3月(4月と2月は実施無し。年10回)の予定です。

振替日は毎月28日です。昨年度と同じく、再振替はありません。

※振替日が祝祭日・土曜日・日曜日の場合は次の金融機関営業日になります。

イ) 未納分の督促

振替を行っても徴収できなかった諸会費は、別途督促させていただきます。該当の保護者様にはコンビニ収納用紙にて納付していただきます。

※未納の学校諸会費を翌月にまとめて口座振替することはできません。

8) 口座振替の手続き

ア) 豊岡市内の小中学校で口座登録をお済の方は口座情報が引き継がれるため、新たに手続きいただくことはありません。

登録口座の変更を希望される場合は、新年度の入学式以降に学校へお申し出ください。QRコードの入った登録用紙をお渡します。

イ) 豊岡市外から入学される方には、QRコードや取扱金融機関一覧等を「ご入学後」にお渡ししますので、口座登録手続きをお願いします。

9) 領収書の省略

収納代行業者は納入義務者に対する領収書の発行を預貯金通帳に対する印字等によりこれに代える。印字等は「トヨオカキタチュウガッコウ」となる予定です。

ただし、学校が現金を受領したときは、領収書を学校長が発行します。

■留意事項

1 口座登録に関する留意事項

- 今回登録した口座での口座振替は、2026年5月以降にスタートします。現在口座振替している口座は2026年5月まで使用しますので、それまで解約をしないでください。
- 口座登録が第1回目の口座振替日（2026年5月28日予定）に間に合わなかった場合は、納付書をお送りしますので、その納付書によりお支払いください。口座登録が整い次第、口座振替とします。
- 利用できる口座は「個人名義」で「普通口座」の「キャッシュカード」をお持ちの口座に限られており、「クレジットカード」は非対応となっています。
- 残高不足による振替不能が起こらないよう、給与振込口座など、普段からお使いの口座の指定をお勧めします。
- 口座振替手数料は豊岡市が負担します。
- 学校給食費等に還付が発生した場合は、登録いただいた口座に返金させていただきます。なお、学校徴収金の返金に係る振込手数料は保護者負担になります。（学校給食費の返金手数料は豊岡市が負担します。）
- 上記の給食費以外を返金する際ですが、登録口座を但馬信用金庫とされている場合は、手数料は不要となっています（令和8年1月9日現在）。
- 一度手続きを行うと、お子様が市内の小・中・義務教育学校のいずれかに在籍している間は、進級や転校の際も変更等の手続きは必要ありません。
- 暗証番号を複数回間違えると金融機関によってはアクセスできなくなりますので、ご注意ください。

2 振替口座を変更する場合について

- 振替口座の変更を希望される場合は、学校にお申し出ください。口座変更の手続き方法について学校からご案内しますので、「WEB登録」・「依頼書(紙)による登録」のいずれかの方法により手続きをお願いします。
- 収納代行会社の手続き上、「WEB登録」の場合は約1か月後、「依頼書(紙)による登録」の場合は約2か月後から振替口座が変更になります。
- 変更前の口座に対する手続きは不要ですが、変更した口座からの振替ができるまでは口座の解約をしないようにお願いします。

「就学援助」制度についてお知らせ -2026 年度-

豊岡市教育委員会 学校教育課

豊岡市では、経済的な理由により、児童、生徒の小・中・義務教育学校への就学が困難なご家庭に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助しています。

◆就学援助の対象となる方

豊岡市立小・中・義務教育学校の児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する方。ただし、事情により区域外就学をされている場合は、ご相談ください。

- ①生活保護受給世帯・・・申請は不要です。（要保護世帯）
- ②生活保護に準ずる世帯・・・世帯全体の前年所得が、生活保護基準の1.3倍未満の世帯
申請が必要です。下欄をご確認ください。（準要保護世帯）

※生活保護基準は、世帯の人数や年齢構成等により異なります。

◆申請方法

以下の書類に必要事項を記入し、学校または、学校教育課(市役所6階)に提出してください。

【提出書類】

- 就学援助申請書兼世帯票
- 就学援助申請に伴う同意書
- 就学援助費振込口座報告書

※申請書類は学校教育課、各学校、各振興局地域振興課にあります

○令和7年度 所得証明書（2025年1月1日現在、豊岡市に住民票がない方のみ）

◆就学援助費の支給内容（生活保護受給世帯は※1のみが対象です） [年額※2]

内 容	小学校※3	中学校※3	備 考
新入学児童生徒学用品費	57,060 円	63,000 円	4月末までに認定された新1・7年生のみ
学用品費	11,630 円	22,730 円	年3回に分けて支給 (7月・12月・3月)
通学用品費(1・7年生以外)	2,270 円	2,270 円	
校外活動費	1,600 円	2,310 円	
学校給食費	実食額	実食額	毎月の口座振替を停止
自然学校食費※1	実費相当額		実施後に学校の報告により支給
修学旅行費※1	実費相当額	実費相当額	実施後に学校の報告により支給
PTA 会費	3,450 円以内	4,260 円以内	学校の徴収実績報告により基準 額以内で支給
クラブ活動費・生徒会費		国の基準額以内	
卒業アルバム費※1	11,000 円以内	10,000 円以内	学校の徴収実績報告により基準 額以内で支給(購入した方のみ)
医療費※1	学校保健安全法で定められた疾病 の治療のみ無料		該当者に「医療券」を交付

※2 国の基準額改定により、金額が変更になることがあります。また、年度途中の認定の方は、月割計算での支給となります。

※3 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程が含まれます。

裏面に続きます

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

2026 年 4 月に小・中・義務教育学校へ入学（進級）するお子様がいるご家庭で、準要保護世帯と認定された保護者に、「新入学児童生徒学用品費」を支給します。ただし、支給には申請期限があります。

1 受付・申請期間

2025 年 12 月 15 日（月）～2026 年 4 月 30 日（木）



※申請期間後も申請は随時受け付けていますが、「新入学児童生徒学用品費」は支給されません。

2 支給時期

	申 請 時 期	認定者への支給日
①	12 月 15 日（月）～1 月 30 日（金）	2 月 25 日（水）
②	2 月 2 日（月）～2 月 27 日（金）	3 月 25 日（水）
③	3 月 2 日（月）～3 月 31 日（火）	4 月 27 日（月）
④	4 月 1 日（水）～4 月 30 日（木）	5 月 25 日（月）

・現在、就学援助を受けている 6 年生のお子様で、豊岡市立の中・義務教育学校へ入学（進級）される場合は、継続認定となり、新たな申請は不要です。新入学児童生徒学用品費は 3 月 16 日（月）に支給します。

3 支給額

新小・義務教育学校 1 年生 57,060 円

新中学校 1 年生・義務教育学校 7 年生 63,000 円



4 その他

- ・審査は、2024 年 1 月から 12 月の 1 年間の世帯全体の所得で行います。
- ・転出等により市立小・中・義務教育学校へ入学・進級されない場合は、支給した額を返還していただきます。
- ・新入学児童生徒以外の申請は、随時受け付けています。

【参考】世帯全体の所得額（生活保護基準の 1.3 倍）のめやす

世帯人員数	2 人	3 人	4 人	5 人
所得額合計 （基準額）	1,655,000 円	2,247,000 円	2,870,000 円	3,401,000 円

- ・世帯構成や年齢などにより、基準額は変わります。
 - ・世帯員の所得の合計額が基準額未満である場合、就学援助（準要保護）の対象となります。
- ※所得とは、給与収入については「給与所得控除後の金額」、事業収入については「必要経費を差し引いた金額」、年金収入については「公的年金等控除後の金額」等のことです。

【問合せ先】

豊岡市教育委員会 学校教育課 学務係
電話 0796-23-1451（直通）

通学費補助金について

1)適用の範囲・距離・方法

「学校生活および準備物について 5. 通学について」(P6)の項目で確認してください。

2)通学経費の補助に関する諸手続

(ア)自転車購入補助

『自転車通学が許可される地区』(P6)に居住し、通学用自転車を新たに購入する者に交付される。

※ 駅前区の正法寺地番も補助対象地区です。

補助金の額	支給時期・方法	依頼する事務手続き
2km以上～ 一律:20,000円	入学後に支給 市教委から該当口座へ振込	別紙2「自転車及びヘルメット購入補助金交付申請書」を提出

★ 在学中に1回のみ支給(徒歩通学地区から自転車通学地区に転居の際も新規に購入した場合は支給)

(イ)ヘルメット購入補助

『自転車通学が許可される地区』(P6)に居住し、通学用ヘルメットを新たに購入する者に交付される。

※ 駅前区の正法寺地番も補助対象地区です

補助金の額	支給時期・方法	依頼する事務手続き
購入費用の2分の1の金額 2,600円×1/2=1,300円	各小学校で入学前に現物を配付する	別紙2「自転車及びヘルメット購入補助金交付申請書」を提出

★ 教育委員会から各保護者口座に半額が振り込まれますので、学校では全額を徴収します。
(5月分学校諸費として口座振替の予定)

★ 転居及び他校からの転入等随時希望があれば支給される (その都度申請が必要)。

★ 納入後のヘルメットサイズの変更はできませんので、特にご注意ください。

(ウ)年間バス通学補助

奈佐小学校区の目坂・船谷・辻・内町の4地区

補助金の額	支給時期・方法	依頼する事務手続き
通学定期券の金額の全額 (現物支給)	3月に (4月～9月分) 9月に (10月～3月分) 6箇月定期券を支給する	別紙3「通学定期券交付申請書・委任状」を提出

(エ)冬季バス通学補助

12月～2月の3箇月間のみ

田鶴野小学校区の金剛寺・口鶴井・下鶴井・赤石の4地区 (例年はイナカー利用)

五荘小学校区の伊賀谷・江野地区 (全但バスの通学定期券を交付する)

★ 10月～11月に事務手続きを行います

☆ 上記(ア)(イ)(ウ)に該当する場合は、提出期限までに(別紙2又は別紙3)を各小学校に提出してください。

提出期限 1月30日 (金)

交付申請書の記入について

(ア)「令和8年度 自転車及びヘルメット購入補助金交付申請書」

- ① 氏名(フリガナ)、性別、住所、行政区の記入
- ② 補助金内訳(該当に○)、ヘルメットサイズ(該当に○)
- ③ 補助金振込口座の記入(正確に)、申請者氏名記入
- ※ 自転車損害賠償保険等の加入について・・・チェック欄記入

(イ)「令和8年度 通学定期券交付申請書・委任状」

- ① 氏名(フリガナ)、性別、生年月日・住所の記入
- ② 最寄りのバス停の記入、申請者氏名記入